## 生活保護費国庫負担金の負担率引下げに関する意見書

政府及び国会においては、昨年12月の「三位一体の改革に関する政府・与党の合意」を踏まえ、現在、生活保護費国庫負担金について、負担率の引下げを含めた見直しを検討しており、平成17年度から実施することとしています。

しかしながら、生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が自らの責任のもと、国民生活の基盤を支える基礎的な行政サービスとして実施すべきものであり、直接執行するか否かを問わず、その経費は、本来国が、そのすべてを負担すべき性格のものであります。

したがって、負担率の引下げは、国の責任放棄であり、「三位一体改革」に名 を借りた地方への一方的な負担転嫁に過ぎないものと言わざるを得ません。

また、見直しが実施されると、厳しい状況に直面している地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなり、断じて容認できません。

よって、政府及び国会におかれましては、地方分権時代にふさわしい地方財政基盤を確立する観点に立ち、生活保護費国庫負担金の負担率の引下げを行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成17年3月17日

宮城県名取市議会議長渡辺至男

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

総務大臣殿

財務大臣殿

厚生労働大臣 殿